

令和8年度滋賀県立八日市南高等学校高架水槽更新業務仕様書

1 業務名

令和8年度滋賀県立八日市南高等学校高架水槽更新業務

2 履行場所

滋賀県立八日市南高等学校

東近江市春日町1-15

3 履行期限

令和9年1月15日（金）

ただし断水を伴う業務は、学校運営に支障をきたさないよう日程を学校側と十分に調整のうえで施工すること。複数日にわたる断水は、特に綿密に調整を行うこと。

4 業務の概要

- (1) 屋上塔内にある既設高架水槽を撤去・処分し、新品の高架水槽を新設する。
- (2) 既設と同じく配管配線（給水管、消火管、排水管、揚水管、オーバーフロー管、電極線）の接続を行うなど高架水槽が適正に稼働するように設定を行う。
- (3) 配置図および設備図は添付の図面のとおり。ただし参考利用にとどめ、現況は現地で確認すること。
- (4) 更新に伴い必要となる配管改修や電気設備改修他、一切の改修業務を行う。
- (5) 詳細は別紙（数量表）のとおりに、基準品はHITANK（株）製の下記仕様の製品とする。

水槽仕様	
パネルタンク（H P S 製）	
最大外形寸法	2000×2000×1500H
耐震仕様	2. 0G
槽体	F R P 製（高圧プレス成形品）
断熱仕様	複合板（六面）
補強方式	外部補強方式
補強鋼材	鋼製
架台	鋼製
組立ボルト	ステンレス鋼製
気相部ボルト	ステンレス鋼製防護材付ボルト
アンカーボルト	あと施工接着系アンカー ステンレス鋼製
マンホール	φ600 F R P 製 施錠用金具、内蓋付
槽体色	アイボリー（マンセル2.5Y9/2）
内容水温度	常温（20±15℃）
本体参考質量	505kg
架台参考質量	160kg
・外梯子、内梯子付き。 ・鋼製は、溶融亜鉛めっき仕上げ（HDZT49）とする。 ・最大外形寸法には突起部を含みません。	

HITANK（株）製と異なるメーカーの水槽を使用する場合は、同等以上の機能能力を有するものとし、現地確認の際に申し出るとともに下記6（5）に留意すること。

- (5) 参考図面として既設高架水槽の図面（機械設備工事）を添付する。ただし、現況が図面と相違する場合は現況を優先する。

5 現場確認

- (1) 入札に参加する場合は、必ず事前に現場確認をしてから、指定期日までに入札すること。
(2) 現場確認を行う時は、事前に学校と日程調整のうえ来校すること。

6 一般共通事項

(1) 施工基準

本業務は、本仕様書等を遵守し、完全に施工すること。なお、仕様書に記載されていない事項は、すべて下記図書（最新版）を参考とする

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事、機械設備工事編）

(2) 材料の規格

ア 本業務に使用する材料は、全て仕様書に定める所要の品質および性能を有するものとし、JISまたはJASのマーク表示のないもの等は担当職員と協議のうえ承諾されたものを使用しなければならない。

イ 給水装置に該当する場合は水道事業者の承認したものとし、消防設備等に該当する場合は消防法令に適合するものとする。

ウ 材料等は極力県内産品を選定すること。

(3) 業務可能日時

ア 原則として、業務は平日の学校行事に支障のない時期に実施し、実施時間は、8時20分～16時50分とする。ただし、学校と協議により作業時間の変更は可能とする。また、校務運営上、平日でも作業できない日もあるため、十分な打合せを行うこと。

イ 断水を要する業務期間については、上記にかかわらず学校と十分協議すること。

(4) 業務の着手

ア 業務に着手する前に、学校と十分に打ち合わせおよび協議を行い、完了までの工程表を学校に提出し、承諾を受けること。

イ 資材の搬入時期、方法等は、全て学校と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。

ウ 業務の施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて学校の立ち合いのもと実施しなければならない。

エ 本業務に関連する他の工事や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工に努めなければならない。

(5) 機器の製作

ア 機器を製作する前に、担当職員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、機器製作図書を担当職員に提出しなければならない。

イ 機器製作図書に変更が生じる場合は、その都度協議を行い、変更後の図書を提出しなければならない。

(6) 据付配置

ア 据付配置は、仕様書ならびに現場を熟知の上、機器の性質、離隔、耐震性等を考慮し、保守点検を安全かつ円滑に行うことができるよう配置するものとする。また、基礎、および建屋等に著しい変更を及ぼさないよう留意しなければならない。

イ 各機器および資材の据付業務は、これの施工図書を担当職員に提出し、承諾を受け、手戻りがないよう、確実に施工しなければならない。

ウ 据付レベル等については十分に測定の上調整し、周辺機器との納まりと周囲環境に配慮した据付を行うこと。

エ 据付位置周囲に充電部がある場合は、原則活線作業は行わない。万一やむを得ない場合は、十分な防護策を講ずること。

(7) 試験運転、調整

ア 据付完了後、担当職員の指示に従い試験運転を行わなければならない。また、製造工場での試験運転などの検査に合格していても、現地での試験運転結果で不合格の箇所があった場合は、担当職員の指示する期間内に改造および手直し等を完了しなければならない。

イ 各機器の試験運転完了後に、本運転が円滑にできるように必要な調整を行うものとする。

ウ 試験運転調整は、機器および設備の特性を熟知した技術者により行わなければならない。

(8) 完了報告書および業務写真

ア 業務の完了後、速やかに完了報告書を提出すること。完了報告書には、更新した機器等の仕様書、各検査記録、試運転記録等および業務写真を添付すること。

イ 業務写真はカラーとし、着手前と完了時の現場の写真、材料のメーカー名・型番、各工程の業務状況のわかるもの等、各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(9) 公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講ずること。

(10) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(11) 安全対策

ア 車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を構すること。

イ 資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、学校と協議を行い、学校利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また学校運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

(12) 危険物等の保管

危険物等については、業務現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(13) 法令順守

関係法令を順守し、必要に応じ所管消防署等への届出等を適正に行うこと。

(14) 事前調査等

ア 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。

イ 諸法令により必要とされる届出等を遅滞なく担当官庁へ提出すること。また、諸法令の適用および運用は受注者の負担と責任において行う。

ウ 石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査等有資格者によるものとする。

エ 事前調査結果は書面で発注者に説明すること。

オ 事前調査結果を作業所に備え付け、事前調査結果および作業内容等を掲示すること。

カ 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を工事開始までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署および県（津市内は津市）に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。

(15) その他

ア 騒音、振動、粉塵等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努めること。

イ コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨等の切断片等の飛散により、第三者および作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずること。

ウ 解体に当たっては、施工箇所およびその周辺にある地上・地下の既設構造物、配管等についてあらかじめ十分調査し、支障をきたさないよう施工方法を定めること。

エ 安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。

オ 業務に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。

カ 日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。

キ 施工中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。

ク 本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。

ケ 業務用水、業務用電力は学校内既存の施設を無償で利用できるものとする。